# ID:　223

## 担当部署:　上下水道課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 過料 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | 藤崎町水道事業給水条例　第38条 | | | |
| **例規番号** | | 平成17年条例第145号 | | | |
| 【根拠条文】  (過料)  第38条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。  (1)　第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者  (2)　正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第34条の検査又は第36条の給水の停止を拒み又は妨げた者  (3)　第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者  (4)　第24条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者  (5)　係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。  (料金を免れた者に対する過料)  第39条　町長は、詐欺その他、不正の行為によって第24条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。  【基準】  根拠条文に同じ。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |